

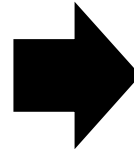
消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

松阪市東部テニスコート

改正前

使用区分		使用料
月曜日から金曜日まで	午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで	1面につき 1,080円
	午後の部 午後1時から 午後5時まで	
	全日 午前8時30分から 午後5時まで	2,160円
土曜日、日曜日及び休日	午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで	1面につき 1,400円
	午後の部 午後1時から 午後5時まで	
	全日 午前8時30分から 午後5時まで	2,800円
備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 使用区分を超えて使用する場合又は使用区分以外の時間帯に使用する場合は、使用料は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に270円を乗じて得た額とする。		



改正後

使用区分		使用料
月曜日から金曜日まで	午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで	1面につき 1,100円
	午後の部 午後1時から 午後5時まで	
	全日 午前8時30分から 午後5時まで	2,200円
土曜日、日曜日及び休日	午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで	1面につき 1,430円
	午後の部 午後1時から 午後5時まで	
	全日 午前8時30分から 午後5時まで	2,860円
備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 使用区分を超えて使用する場合又は使用区分以外の時間帯に使用する場合は、使用料は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に270円を乗じて得た額とする。		

注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。

教育委員会スポーツ課(☎0598-53-4402)